



広島県報

定期
第 31 号

発行者 広島県
発行所 広島県総務部
総務管理局文書法制室
購読料 月額 2,700円

目次

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行細則の一部を改正する規則	(自然環境保全室)	一
新たに生じた土地の確認及び字の区域の変更	(市町行財政室)	一
字の区域の変更	("	二
定数漁業の許可等の申請期間	(漁業調整室)	二
換地計画に伴う字の区域の変更	(土地改良室)	二
道路の供用開始	(道路河川管理室)	三
公告		
特定非営利活動法人の認証申請	(文化・県民協働室)	三
特定非営利活動法人の定款変更認証申請	("	三
危険物取扱者保安講習の実施	(保安室)	三
土地改良区の定款変更の認可	(芸北地域事務所)	五
土地改良区の役員就任及び退任	("	五
土地改良事業施行協議の適否決定 (市町村)	(福山地域事務所)	五
土地改良事業の工事了了	("	五
公安委員会告示		
遊技機の型式の検定の告示		六

公布された規則のあらまし

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行細則の一部を改正する規則 (規則第四十八号) (自然環境保全室)

一 改正の要旨

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行規則の一部が改正されたことに伴い、引用する字句の整理を行った。

二 施行期日

平成十八年四月二十四日

規則

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十八年四月二十四日

広島県規則第四十八号

広島県知事 藤田 雄山

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行細則の一部を改正する規則

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行細則 (昭和四十一年広島県規則第三十号)の一部を次のように改正する。

別記様式第七号中「毒害の総論」を「銃令并罰則」に改める。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

告示

広島県告示第五百一号

地方自治法 (昭和二十二年法律第六十七号) 第九条の五第一項の規定により、公有水面の埋立てによって次の表の上欄に掲げる土地が呉市の区域内に生じた旨及び同法第二百六十条

- おりこの講習を受講しなければならない。
- 製造所等において危険物の取扱作業に従事することとなった日から一年以内(ただし、製造所等において危険物の取扱作業に従事することとなった日前二年以内に危険物取扱者免状の交付又はこの講習を受けている場合は、それぞれ免状の交付を受けた日又は講習を受けた日から三年以内)
 - 前回の講習を受けた後、引き続き危険物の取扱作業に従事している場合は、前回の講習を受けた日から三年以内

講習日	講習種別		場所
	午前	午後	
平成一八年七月 四日	給油取扱所	その他	広島市
" 五日	その他	給油取扱所	広島市
" 七日	給油取扱所	その他	三次市
" 一〇日	コンビナート	コンビナート	福山市
" 一一日	給油取扱所	その他	東広島市
" 一二日	給油取扱所	その他	呉市
" 一四日	給油取扱所	その他	三原市
" 一九日	給油取扱所	その他	福山市
" 二〇日	その他	給油取扱所	福山市
" 二四日	給油取扱所	その他	尾道市
" 二五日	給油取扱所	その他	広島市
" 三一日	給油取扱所	その他	廿日市市

注一 講習種別欄の「給油取扱所」とは、給油取扱所において危険物の取扱作業に従事している危険物取扱者を対象とした講習であり、「コンビナート」とは、「コンビナート等特別防災区域内の製造所等において危険物の取扱作業に従事している危険物取扱者を対象とした講習であり」、「その他」とは、前二者以外の危険物の取扱作業に従事している危険物取扱者を対象とした講習である。

注二 受講申請書受理した後、講習日時及び会場を指定した受講票を本人あてに送付する。

注三 受講人員の状況により、会場によっては講習希望日を変更し、又は講習を取りやめる場合がある。

三 講習科目及び時間

講習科目	時間
一 危険物関係法令に関する事項	九時一〇分から一〇時一〇分まで
二 危険物の火災予防に関する事項	一〇時一〇分から一二時一〇分まで

2 午後

講習科目	時間
一 危険物関係法令に関する事項	一三時一〇分から一四時一〇分まで
二 危険物の火災予防に関する事項	一四時一〇分から一六時一〇分まで

四 受講手続

- 受講申請書の受付期間など
平成十八年五月十五日(月)から五月二十六日(金)まで。ただし、土曜日、日曜日を除く。(受付時間は、午前九時から午後四時三十分までとする。)
- 郵送の場合は、平成十八年五月二十六日(金)までの消印があるものに限り受け付ける。

- 受講申請書の提出先
受講申請書の提出先は、次のいずれかとする。

- 一 各消防本部(署)
 - 二 社団法人広島県危険物安全協会連合会(〒七三二・〇八二四 広島市南区的場町一丁目七番一〇号 広島県石油会館一階)
- ただし、郵送の場合は、社団法人広島県危険物安全協会連合会あてとし、封筒の表に「危険物取扱者保安講習受講申請書在中」と朱書すること。

五 受講手数料

受講手数料
四千七百円

この手数料は、四千七百円に相当する額の広島県収入証紙を、受講申請書の所定の欄にはって納めること。

この収入証紙には消印をしないこと。

なお、受講申請書受理後は書類、手数料は返還しない。

六 講習当日の受付

講習当日は、講習開始の三十分から受付を開始する。
 受講者は、受講票及び危険物取扱者免状を受付に提出すること。
 七 講習修了証明
 講習修了の証明は、危険物取扱者免状に記入する。
 なお、この危険物取扱者免状は、講習終了後に返却する。

八 その他

- 1 講習のテキストは、当日会場で配布する。
- 2 講習会場及びその周辺には駐車場がないので、自動車で来場しないこと。
- 3 その他講習についての問い合わせは、最寄りの消防本部(署)、社団法人広島県危険物安全協会連合会(電話(〇八二)二六二・二〇三三)又は広島県県民生活部危機管理局保安室(電話(〇八二)五二三・二七九〇)にすること。

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第三十条第二項の規定によって、向原町土地改良区の定款変更を平成十八年四月十一日認可した。

なお、この認可について不服がある者は、認可があったことを知った日の翌日から起算して、六か月以内に、広島県を被告として、認可の取消しを求める訴えを提起することができる。

平成十八年四月二十四日

広島県芸北地域事務所長 森 下 幾 三

高田郡甲田町甲立土地改良区から次の役員が就任及び退任した旨の届出があった。
 平成十八年四月二十四日

広島県芸北地域事務所長 森 下 幾 三

(就任役員)

職名	氏名	住 所
理事	沖田 里 史	安芸高田市甲田町上甲立一六三
"	木本 榮	下甲立九八五・二
"	川下 秀 俊	下甲立六七五・一
"	中山 昭	下甲立二二四・一
"	柳原 高 広	下甲立一六八・三
"	光永 直 義	上甲立三八四・二
"	益田 巖	上甲立一六九五・一
"	藤井 實	上甲立九五
監事	岡田 正 信	上甲立五八四

" 反 田 勉 " 上甲立一六〇七
 " 深 井 洋 治 " 下甲立二二五四

(退任役員)

職名	氏名	住 所
理事	沖田 里 史	安芸高田市甲田町上甲立一六三
"	木本 榮	下甲立九八五・二
"	川下 秀 俊	下甲立六七五・一
"	中山 昭	下甲立二二四・一
"	柳原 高 広	下甲立一六八・三
"	光永 直 義	上甲立三八四・二
"	益田 巖	上甲立一六九五・一
"	西山 登司教	上甲立一〇九五
監事	岡田 正 信	上甲立五八四
"	反田 勉	上甲立一六〇七
"	増永 幸 男	下甲立二二〇・一

次の土地改良事業施行協議については、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第一項の規定によって、適当と決定したので、この決定に係る土地改良事業計画書の写しを次により平成十八年四月二十四日から平成十八年五月十五日まで縦覧に供する。

なお、この決定に対して異議がある者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に福山地域事務所長に申し出ることができる。

また、同法第九十六条の二第五項において準用する同法第九条第二項の規定による決定に不服がある者は、広島県を被告として、決定があったことを知った日の翌日から起算して六か月以内に、異議の申出に対する決定の取消しを求める訴えを提起することができる。

平成十八年四月二十四日

広島県福山地域事務所長 旗 手 清 文

事業主体	地区名	事業名	縦覧場所
福山市	風呂	区画整理事業	福山市役所
福山市	下本郷	区画整理事業	福山市役所

次のとおり土地改良事業の工事を完了した旨、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第一百三十二条の二第一項の規定によって、届出があった。

平成十八年四月二十四日

広島県福山地域事務所長 旗 手 清 文
 専 業 主 体 地 区 水 水 水 専 業 区 画 福 地 専 業 完 了 年 月 日 平 成 一 八 ・ 三 ・ 二 八

公安委員会告示

広島県公安委員会告示第31号

次の遊技機は、遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則（昭和60年国家公安委員会規則第4号。以下「規則」という。）第6条に定める技術上の規格に適合していると認められるので、規則第9条第1項の規定により告示する。

平成18年 4 月24日

広島県公安委員会
 委員長 宮 地 治 夫

検 定 番 号	検定の有効 期 間	遊技機の 種 類	型 式 名	申 請 者 名 (住 所)	製 造 業 者 名 (住 所)
5P1279	告示の日 (平成18年 4月24日) から3年間	ぱちんこ遊 技機	CRぱち んこたぬ ぎくん銀 5	京業産業株式会社 代表取締役 榎本 宏 (愛知県名古屋市中区錦 三丁目24番4号)	左 同
5P1171	同 上	同 上	CRぱち んこチエ ッカラー M62TF 7	同 上	左 同
5P1310	同 上	同 上	CRぱち んこたぬ ぎくん銀 6	同 上	左 同
6P0051	同 上	同 上	CR極上 パロ子イ ウクス 50	株式会社ニューギン 代表取締役 新井 悠司 (愛知県名古屋市中村区 烏森町三丁目56番地)	左 同
6P0118	同 上	同 上	CR真・ 三國無双 S F - T	株式会社ビスティ 代表取締役 眞田 久治 (東京都渋谷区渋谷3丁 目29番10号)	左 同

5P1217	同 上	同 上	CR満月 の夜に昇 L V W	株式会社銀座 伊藤 二博 代表取締役 古屋市東区大 幸一丁目10番15号)	左 同
5P1135	同 上	同 上	CR満月 の夜に昇 S V W	同 上	左 同